

	滋賀県					
物件名	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○ (公用又は公共 用)	○ (公用または公共 用)	○ (公用または公共 用)	○ (公用又は公共 用)	○ (公用または公共 用)	○ (公用または公共 用)
地下道の上屋						
街灯	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (貼り紙、貼り 札、立看板、広告 旗その他これらに 類するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○		○
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○	○
電柱	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (貼り紙、貼り 札、立看板、広告 旗その他これらに 類するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)	○ (はり紙、はり 札、立看板、広告 旗又はこれらに類 するもの)
里程標	○	○	○	○	○	○
路上変電塔	○	○	○	○	○	○
照明塔	○	○	○	○	○	○
煙突			○	○	○	○
ガスタンク・水道タンク	○		○	○	○	○
公衆便所	○	○	○	○	○	○
石垣	○ (公用又は公共 用)	○ (公用または公共 用)	○ (公用又は公共 用)	○ (公用又は公共 用)	○ (公用または公共 用)	○ (公用または公共 用)
火の見やぐら	○	○	○	○	○	○
航路標識						
アーケード						
その他知事・市長が 指定する物件	○ (未指定)	○ (未指定)			○ (未指定)	
文化財保護法による建造物						
地下鉄道の上屋						
防火水槽及びその防護柵	○	○	○	○	○	○
道路情報管理施設						
カーブミラー	○	○		○		
パーキングメーター						
パーキングチケット発給施設						

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

	滋賀県					
物件名	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)
地下道の上屋						
街灯	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○ (交通安全施設(ガードレール等))	○	○	○	○	○ (歩道柵、ガードレール)
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○	○
電柱	○ (はり紙、はり札、立看板若しくは広告旗又はこれらに類するもの) ※第一種地域は全ての広告物は不可	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)
里程標	○	○	○	○	○	○
路上変電塔	○	○	○	○	○	○
照明塔	○	○	○	○	○	○
煙突			○	○	○	○
ガスタンク・水道タンク	○	○	○	○	○	○
公衆便所	○	○	○	○	○	○
石垣	○ (公共・公用のもの)	○ (公共・公用のもの)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)
火の見やぐら	○	○	○	○	○	○
航路標識						
アーケード						
その他知事・市長が指定する物件		○		○ (道路の路面)		○ (道路の路面)
文化財保護法による建造物						
地下鉄道の上屋						
防火水槽及びその防護柵	○	○	○	○	○	○
道路情報管理施設						
カーブミラー		○				○
パーキングメーター						
パーキングチケット発給施設						

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

	滋賀県	京都府			大阪府	
物件名	米原市	京都市	宇治市	伊根町	大阪市	堺市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○ (公用または公共用)	○ (擁壁)	○ (擁壁)	○ (擁壁)		○
地下道の上屋					○	○
街灯	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗)	○ (道路管理者が設置するものに限る)	○	○	○ (道路管理者が設置するものに限る)	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○ (歩道柵、ガードレール)	○ (歩道柵、ガードレール)	○	○
道路上の駒止	○	○	○	○	○ 類するもの	○
消火栓・火災報知機	○		○	○		○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○(電波塔)	○	○	○	○
送受信塔	○	○(電波塔)	○	○		○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○ 類するもの	○ (公共団体が設置するものに限る)
電柱	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するもの)	○	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗又はこれらに類するもの)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗)	○ 簡易広告物等	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)
里程標	○	○	○	○	○	
路上変電塔	○	○ (変圧器)	○	○	○ (路上変圧器)	
照明塔	○		○	○		
煙突	○	○	○	○		
ガスタンク・水道タンク	○	高架水槽等	○	○		
公衆便所	○	○	○	○		
石垣	○ (公用または公共用)	擁壁	○ (公用または公共用)	○ (公用または公共用)		
火の見やぐら	○	物見塔	○	○		
航路標識		標識 (バス停留所の標識を除く)				
アーケード		○(支柱)				
その他知事・市長が指定する物件	○ (道路の路面)		○ (道路の路面)	○ (未指定)		○ (未指定)
文化財保護法による建造物		○			(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)
地下鉄道の上屋						
防火水槽及びその防護柵	○		○	○		
道路情報管理施設		○				
カーブミラー		○	○	○		
パーキングメーター		○				
パーキングチケット発給施設		○				

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

	大阪府					
物件名	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	寝屋川市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○	○	○	○	○	○
地下道の上屋	○	○	○	○	○	○
街灯	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)	○ (道路管理者が設置するものに限る)	○ (道路管理者が設置するものに限る)	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○	○	○
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○	○
電柱	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	表示の方法等の基準あり	(禁止・許可区域内) 突出広告物1個巻付広告物1個に限る。	○ 表示の方法等の基準あり (景観形成重点地区内は禁止)	(禁止・許可区域内) 突出広告物1個巻付広告物1個に限る。
里程標	○					
路上変電塔	○ (電力用地上設置機器)	○ (電力用地上設置機器)			○ (電力用地上設置機器)	
照明塔	○					
煙突						
ガスタンク・水道タンク						
公衆便所						
石垣						
火の見やぐら	○	○			○	
航路標識						
アーケード	○ (支柱)(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (支柱)(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)			○ (支柱)(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	
その他知事・市長が指定する物件	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)
文化財保護法による建造物	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)			(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)
地下鉄道の上屋						
防火水槽及びその防護柵						
道路情報管理施設						
カーブミラー						
パーキングメーター						
パーキングチケット発給施設						

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある

	大阪府		兵庫県			
物件名	吹田市	茨木市	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○	○		○	○(擁壁)	○
地下道の上屋	○	○	○			
街灯	○ (道路管理者が設置するものは禁止物件。それ以外のものについては、簡易広告物の掲出は禁止。)	○ (道路管理者が設置するものに限る。それ以外のものは、簡易広告物の掲出禁止)	○ (はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板禁止)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○	○	○
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○	○
電柱	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板禁止)
里程標	○		○	○	○	○
路上変電塔			○	○ (路上受変電設備)		○
照明塔			○	○	○	○
煙突				○	○	○
ガスタンク・水道タンク				○	○	○
公衆便所			(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)
石垣				○	○	○
火の見やぐら	○		○	○	○	○
航路標識				○	○	
アーケード	○ (支柱)はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (支柱)はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (アーケード及びアーチの支柱へのはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等)	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札等、広告旗、立看板等は禁止)	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札等、広告旗、立看板等は禁止)	○ (支柱への、はり紙、はり札、広告旗、立看板禁止)
その他知事・市長が指定する物件		○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)
文化財保護法による建造物		(禁止区域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)	(禁止地域等として指定)
地下鉄道上屋			○			
防火水槽及びその防護柵						
道路情報管理施設				○	○	○
カーブミラー				○	○	○
パーキングメーター				○	○	○
パーキングチケット発給施設				○	○	○

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある。

	兵庫県				奈良県	
物件名	西宮市	芦屋市	豊岡市	丹波篠山市	奈良市	橿原市
街路樹・路傍樹	○	○	○	○	○	○
橋梁	○	○	○	○	○	○
トンネル	○	○	○	○	○	○
高架構造物	○	○	○	○	○	○
分離帯	○	○	○	○	○	○
道路・鉄道の擁壁	○	○	○	○	○ (擁壁)	○ (擁壁)
地下道の上屋						
街灯	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内は禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板等禁止)	○ (市長指定区域内は禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板等禁止)	○ (市長指定区域内は禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板等禁止)	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗)
信号機	○	○	○	○	○	○
道路標識	○	○	○	○	○	○
道路上の柵	○	○	○	○	○	○
道路上の駒止	○	○	○	○	○	○
消火栓・火災報知機	○	○	○	○	○	○
郵便ポスト・電話ボックス	○	○	○	○	○	○
送電塔	○	○	○	○	○	○
送受信塔	○	○	○	○	○	○
彫像・記念碑	○	○	○	○	○ 類するもの	○ 類するもの
電柱	○ (市長指定区域内禁止、区域外ははり紙、はり札等、広告旗、立看板禁止)	○ (市長指定区域内は禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板等禁止)	○ (市長指定区域内は禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板等禁止)	○ (市長指定区域内は禁止。区域外は、はり紙、はり札、広告旗、立看板等禁止)	○ (はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	○ (はり紙、はり札、立看板、広告旗)
里程標	○	○	○	○	○	
路上変電塔					○	○
照明塔	○	○	○	○	○	○
煙突	○	○	○	○		
ガスタンク・水道タンク	○	○	○	○		
公衆便所	(禁止地域として指定)		(禁止地域として指定)		○ (禁止地域として規制)	○
石垣	○	○	○	○	○	○
火の見やぐら	○	○	○	○	○	○
航路標識	○		○			
アーケード	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札等、広告旗、立看板等は禁止)	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札、広告旗、立看板等は禁止)	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札、広告旗、立看板等は禁止)	○ (アーケード及びアーチの支柱にはり紙、はり札、広告旗、立看板等は禁止)	○ (支柱にはり紙、はり札等、広告旗、立看板等)	
その他知事・市長が指定する物件	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)	○ (未指定)
文化財保護法による建造物	(禁止地域として指定)		(禁止地域として指定)		(禁止地域として指定)	(禁止地域として指定)
地下鉄道の上屋						
防火水槽及びその防護柵						
道路情報管理施設	○	○	○	○		
カーブミラー	○	○	○	○	○	○
パーキングメーター	○	○	○		○	
パーキングチケット発給施設	○	○	○		○	

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある

	和歌山県
物件名	和歌山市
街路樹・路傍樹	○
橋梁	○
トンネル	○
高架構造物	○
分離帯	○
道路・鉄道の擁壁	○ 類するもの
地下道の上屋	○
街灯	○ (はり紙、はり 札、のぼり旗、立 看板その他これら に類するもの)
信号機	○
道路標識	○
道路上の柵	○
道路上の駒止	○ 類するもの
消火栓・火災報知機	○
郵便ポスト・電話ボックス	○
送電塔	○
送受信塔	○
彫像・記念碑	○ 類するもの
電柱	○ (はり紙、はり 札、のぼり旗、立 看板その他これら に類するもの)
里程標	○ 類するもの
路上変電塔	○ 類するもの
照明塔	○
煙突	○
ガスタンク・水道タンク	○ 類するもの
公衆便所	
石垣	○
火の見やぐら	○
航路標識	
アーケード	○ (支柱にはり紙、 はり札、のぼり 旗、立看板その他 これらに類するも の)
その他知事・市長が 指定する物件	○ (未指定)
文化財保護法による 建造物	(禁止地域として 指定)
地下鉄道の上屋	
防火水槽及びその防護柵	
道路情報管理施設	○
カーブミラー	○
パーキングメーター	
パーキングチケット発給施設	○

※ これらの他に視線誘導標、景観重要建造物、景観重要樹木（景観法の指定による）を禁止物件とする自治体がある